

地方独立行政法人りんくう総合医療センター印刷物等広告掲載要綱

(準用)

第1条 地方独立行政法人りんくう総合医療センターが実施する広告掲載の取扱いについては、泉佐野市印刷物等広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）に準じるものとする。

(読替)

第2条 市要綱中、「市」とあるのは「地方独立行政法人りんくう総合医療センター」に、「市長」とあるのは「地方独立行政法人りんくう総合医療センター理事長」に読み替えるものとする。

(広告掲載審査委員会)

第3条 市要綱第7条第2項、第3項及び第9項は、次のとおりとする。

第2項 委員会の委員長は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター理事長をもって充てる。

第3項 委員会の委員は、幹部会委員をもって充てる。

第9項 委員会の庶務は、総務課において行う。

附則

この要綱は、平成21年1月30日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。